

## 近代ドイツの「稲妻娘」たち —四人の個人史に着目して—

石 井 香 江

1990年代までのドイツにおいて女性労働史研究の対象は主として、家内労働者、工場労働者、商業系事務員が中心で、教師を例外とすれば官吏の研究は手薄であったといえるが、その後、公共サービス部門の職員や補助手に注目し、上級官庁や国営企業の女性職員・官吏に目を向ける研究も見られるようになった。特に、ドイツ帝国郵便のジェンダー化された人事・社会政策・福利厚生、技術革新が職場に与えたインパクトに光を当てたウルズラ・ニーンハウスの社会史的研究は一つの大きな到達点を示している。

しかしこうした研究史を振り返ると、社会史的アプローチの研究においても、個々の職業集団の全体像は描かれてはきたが、個々人の生活史にまで降り立って、そのマイクロコスモスから全体を逆照射するような試みはほとんどなかったことが分かる。もちろんそれは、当事者が書き残した文章が極めて少ないという史料上の制約によるところが大きいし、そもそもこうした数少ない史料を歴史「学」としていかに活用できるかという、方法論上の厄介な問題が存在していたことも事実である。それでも、幾つかの自叙伝、聞き取り調査、身上調査書類が断片的ではあれ存在し、これらの十分に活用されてこなかった個人史料を、文書館史料等の従来用いられてきた史料と照らし合わせながら検討していくことで、既存研究の知見を再検討するための一つの手掛かりとはなるだろう。

そこで本稿では、今後継続する個人史研究の準備作業として、近代ドイツを生きた、当初は「稲妻娘」とも呼ばれた電信技手、その後に続けて登場する電話交換手の個人史を紐解き、分析することにしたい。

キーワード：近代ドイツ、電信・電話、「稲妻娘」、職能組織、個人史

### はじめに

電信技手候補生

才能を認められ、  
レット協会の練習教室に送られ、  
上級電信技手さまに指導され、  
時としてちょっと気取って、  
学び初めには苦勞をして、  
長点と短点を覚え、

やっと試験に合格し、  
局に出勤し、  
時間どおりに到着する、  
クロークではたわむれて、  
それから電信機の前に座り、  
22℃に達する職場で汗をかき、  
読みにくい字を罵り、  
喜んで電話線越しに何か話す、  
時折間違っ聞き取って、  
罰を受けることになり、  
その説教を聞いて一念発起し、  
避雷針を眺め、  
就業規則を頭に叩き込み、  
書くことに尻込みしながらも、  
ついに6枚の試験用紙に字を書きなぐる、  
こうして補助労働者に昇進するために賢明に働く個人<sup>1)</sup>

上記の作品は、主にドイツの市民層が購読していた絵入り家庭雑誌『ディー・ガルテンラウベ』(日本語で「あずまや」を意味する)紙上に1875年に掲載された、「ベルリンの稲妻娘(Blitzmädel)」という記事の中で紹介されている詩である。「稲妻娘」とはこの詩の題名である女性の電信技手候補生を指している。ここには若い女性が電信業務の訓練を受け、電信局に試験的に配置され、仕事をして苦勞をしながら経験を積む中で、試験を受け、一人前の電信技手になる一連の過程が描かれている。

電信技手とはモールスコードを電波に乗せて相手にメッセージを伝える職業であり、空中に電気が放電する際にパチパチと閃く火花である稲妻とは、確かにイメージ上の連関がある。後にドイツ国防軍の通信部隊の制服にもこの稲妻模様の記章がつけられ、隊員の女性がやはり「稲妻娘」と呼ばれていた<sup>2)</sup>。しかし、稲妻が文字通り火花を意味していたのではない。前述の記事の中でも、当初は「堅気」の若い女性が入り出す数少ない公共空間でもあったベルリンの電信局の傍で、学生や軍人が物珍しげに囁きたてていたことを伝えているが、こうした記述からも推測できるように、「稲妻」という言葉の中に若い女性から発せられる火花にも似た「秋波」の連想があったことに加えて、メッセージを目に見えない電波として送信することを可能とする技術に対する素直な驚きなど、当時の人々の複雑な感情の動きを、そこに読み込むことは不可能ではない。

現在でこそドイツ郵便では、EU諸国の中でも女性従業員の占める比率が高いが<sup>3)</sup>、19世紀後半にまで遡ると状況は全く異なっていた。1871年の時点で既に、西南ドイツでは女性が小規模の郵便取次所等で勤務していたが、北ドイツでは女性市民層による組織的な働きかけによって初めて、鉄道・郵便事業という公共部門が女性にも開かれることになった。「稲妻娘」とい

う言葉が当時持っていたであろう意味の奥行きを、この事実からも窺うことができるだろう。

プロイセンの枢密郵便顧問官ハインリッヒ・フォン・シュテファンがトゥルン・ウント・タクシス家郵便を継承する1866年まで、ドイツは統一されておらず、10以上の邦国が郵便・電信局を運営していた。家族が経営する郵便局の局長として女性が働いていたアンシャン・レジーム下のフランスや、1849年以降小さな町にも郵便局が増加し、1852年に電信網が開通したのに伴い女性局員が増えたスイスと同様、現在ドイツの一部をなすザクセン、バーデン、バイエルンでは、1861年以降、主に郵便・電信局管理者の娘、妻、寡婦が、補助労働者という立場で小さな郵便局で働くようになった<sup>4)</sup>。

近代社会では工場制度が普及することで、家庭がそのまま職場であるという半自給自足的な生活様式は徐々に廃れ、とりわけ中産階級における職任分離が進むことになるが、小規模の三等郵便局では依然として家族成員間の結びつきが指揮系統として活用されていた。こうした郵便・電信局管理者の娘、妻、寡婦、後には公募で採用された女性たちは、多くが「補助者」という位置づけであったが、通信の現場で重要な役割を果たすと同時に、家計にも貢献していた。

しかしながら従来の研究史を振り返ると、社会的アプローチの研究の中においても、これら個々の職業集団の全体像は描かれてはきたが、個々人の生活史にまで降り立って、そのミクロコスモスから全体を逆照射するような試みはほとんどなかったことが分かる<sup>5)</sup>。もちろんそれは、当事者が書き残した文章が極めて少ないという史料上の制約によるところが大きいし、そもそもこうした数少ない史料を歴史「学」としていかに活用できるかという、方法論上の厄介な問題が存在していたことも事実である。それでも、幾つかの自叙伝、聞き取り調査、身上調査書類が断片的にはあれ存在し、これら個人史料を、文書館史料等の従来用いられてきた史料と照らし合わせながら検討していくことで、既存研究が提示してきた像を再検討するための一つの手掛かりとはなるだろう。

そこで本稿では、今後継続する個人史研究の準備作業として、近代ドイツを生きた「稲妻娘」たちの歩んだ歴史を跡付けながら、その特徴について考察してみたい。

## 1. アウグスタ・ベンダー (1846-1924) のあゆみ

カールスルーエ州立文書館に所蔵されている、バーデンで電信業務に従事していた女性たちの身上調査書類 (Personalakten) で現在残っているのは140件であるが、1872年以前にバーデンの交通局に雇用されていた女性電信補助手の記録は、その内の僅か五件に過ぎない<sup>6)</sup>。内三人が亡くなったプロテスタント司祭の娘であった。

例えば1850年生まれのジョセフィーヌ・フォン・ベリは貴族の出身で、父親のアントン・フォン・ベリ・ド・ピノが1868年に亡くなった後、1875～1877年に女性の代理局局長補助手 (Expeditionsgehilfin) として勤務し、1878年に教授と結婚しているケースは例外に属していた。コンスタンツ、フライブルク、マンハイムの住所録を参考にすると、初期の女性電信補助手は主に郵便・鉄道の従業員や下級官吏 (郵便局の従業員、郵便配達人、郵便包装係、鉄道車掌、[5年生中学校の] 教師、警察官) の家族から採用されていたことが分かる。例えば女性電信補助手エミール・フォルクもこの社会階層の出身である。彼女はカールスルーエ出身の事務員

——「官吏プロレタリアート」とも呼ばれる下級官吏 (Subalternbeamten) ——の娘だった。その他に有力者の娘も多く見受けられた。これに対して、1862年までツフットの秩序に規定され、公務からはかけ離れた商工業部門に属していた手工業者の娘はほとんど見られない。その背景には、手工業者の家族は息子に比べて娘に学校教育を施すことを怠る傾向にあった事情もある。逆に建設部門や肉屋・飲食店・旅館など、社会的上昇を志向していた社会階層は、家族のひとりが官吏となる好機を逃さなかった。例えばマンハイムの大工の娘エリーゼ・スピースは、1864～1871年に女性電信補助手として働き、石鹼製造業者であり地主でもあった男性と結婚しており、当時の小市民女性の社会的上昇の一つのモデルケースと見ることができる<sup>7)</sup>。

既に別稿で論じていることだが、19世紀後半、不況の打撃を受けた小市民層の未婚の娘たちが働く場所を提供することは、公企業にとっては国民、ひいては、官吏の家族の生活をサポートする福利厚生の意味を帯びていた<sup>8)</sup>。不況だけでなく、一人前になるまで時間と出費を要する若い官吏候補者の不安定な状況と関連して、同じ社会階層の男性が結婚の時期を遅らせる「結婚忌避」と呼ばれた状況も、従来典型的であった女性市民層の人生設計に変更を迫ることになった<sup>9)</sup>。ある女性電信技手は、結婚難によって「幸せな家庭生活 (glückliche Häuslichkeit) という楽園から弾き出された」女性たちにとって、生きていくためには就労が不可欠であり、このような女性たちに仕事を与えることは、道を外れて「転落しない」ための「人道的な」処置だと記している<sup>10)</sup>。また次の事例のように、必ずしもこのような経済的事情だけでなく、向学心や自由を求めて働くようになった女性も出現したことが分かる。

後に作家としてドイツとアメリカの両国で活躍したアウグスタ・バンダーは、こうした事例の中でも例外的に農家出身であるのに加え、自叙伝も残している初期の元電信補助手である。貧しい農家に生まれた彼女は、故郷のモスバッハで1864年から一年間電信の訓練を受けたが、小さな村であったために、その訓練は十分ではなかったという。そこで彼女は、夜勤の存在や、業務が「機械的」で魅力的ではなかったにも関わらず、マンハイム、カールスルーエというバーデン地域の都市に移動し、1865～1867年にこれらの地で電信業務に携わることになった。バンダーの場合は、学費を稼ぐための一つの手段としてこの仕事を捉えていたためか、勉強や日常生活に割かれた紙幅に比べ、職場での経験に関する記述は少ないが、「職場、電信機、服務規定、とりわけ監督者の官吏たち、私がこの目で見、経験したこと全てはまさに酷いもの (häßlich) でした」「それでも私はどうしても何年か我慢したかったし、夜勤のない局に配属されるのなら、そんなことだって恐らく永久に我慢しようと思っていました」と、1914年に刊行された自叙伝に書き記している。彼女は1867年に電信局を辞め、学校の教師になるべく兄の経済的支援を受けつつ教育を受け、長じてイギリスに渡り、学校の教師や家庭教師などをして生活の糧を得た<sup>11)</sup>。

バーデンの交通施設で働いていた女性たちは、夜勤を含めて11～12時間、原則的には8時間近く電信業務に携わっていた。『フォス新聞』(1867年5月29日の)の報道によれば、彼女たちは年間300～400グルデンを賃金として得ていたという。一方で男性はその約二倍の年間500～800グルデンを得ていた。これは独り立ちするには足りない額であった。さらに彼女たちは、監督試験を受けることを許可されず、昇進の可能性はなく<sup>12)</sup>、老齢保険を受給することもでき

はなかった。あくまでも臨時雇いという位置づけであったのである。ベンダーは、特に交通局で女性は「世にも粗野な」(gröbst) 男性監督官の監視の下に置かれていたこと、彼らは「男性官吏よりも教養があり、賢い女性官吏を貶め、罰するために」送り込まれたかのようであったと、厳しい筆致で記している。文学に関心の深い、つまり、人一倍感受性が強いはずのベンダーが過剰に反応していただろうことも推測できるが、兵士経験者でもあった男性監督官が身につけていた軍隊のハビトゥスが、市民層出身の女性の多い職場で軋轢を生んでいた事例は、この後の時代にも確認することができる。

ところで、ベンダーが生きた西南ドイツのバーデンは、1864年には既に女性が電信業務に携わっていたドイツで唯一の土地である。モールス電信の発明の経緯からも明らかなように、電信は当初、専ら鉄道内部でメッセージを伝達するために使用されていたので、電信網の整備は鉄道網の整備と密接に結びついていた。バーデンでは1840年9月12日に鉄道の操業が開始されている。新技術の開発に積極的だったバーデン大公が、フルトヴァンゲンにある時計職人学校と契約を結び、34台のモールス電信機を製造させ、1851年10月以降は民間人も電信を使用できるようになった。内務省の規定によれば、地域の住民は、マンハイム、カールスルーエ、フライブルグ、バーデン・バーデンなどの重要な電信基地においては、毎日7時から21時まで鉄道電信を使用することができたという。しかし利用者の数が多くなるにつれ、駅とは離れた場所に電信局を建設することが求められるようになった。1872年にはバーデンに全部で123箇所の電信局が、1896年末には877箇所の電信局が開設されていた。その後1881年には電話がベルリンで開通し、電信に代わる新しいコミュニケーションの時代が到来したのであった。

19世紀後半は産業化が進展し、数多くの企業が設立され、経済的好況が訪れた。企業の活動圏の拡大にとって、電信は欠かすことのできない情報手段となった。カールスルーエ電信局を例にとると、職員が取り扱った電報の数は1890年には69万通を超え、世紀転換期には115万3千通にもなったという。そしてこの同じ時期に、時代の流れに取り残された小市民層の経済的状况は悪化しつつあり、この階層出身の娘たちは結婚する前に仕事をして家に収入を入れるよう迫られていた。社会的な威信を傷つける恐れがあることから、工場で働くことは不可能であったし、異性の客と接触しなければならない売り子とはいえば、労働者とは異にする小市民層の性道徳に抵触するものだった。小市民層に適した職業というのは、学校、企業や郵便・電信・鉄道部門であった。したがってバーデン政府・経済界の関係者の間では、女性の教育機会を改善するべきだという点で早期に意見が一致していた。バーデン女性協会は、女性の事務員の能力が不十分だとする商工会議所の訴えを受けて、1865年に最初の簿記コースを組織化した。それは、後に触れるベルリンのレッテ協会が設立される一年前のことだった。

このバーデン女性協会の創立者であり、後見人であったのがプロイセン王家出身の大公妃ルイーゼ・フォン・バーデン(1838-1907)であった。大公妃ルイーゼ・フォン・バーデンの社会福祉政策と国政を担う市民層の支持によって、未婚の女性市民層の教育と就労が推進されることになったのである。この影響で、1893年には人文系の女子ギムナジウムがドイツで初めてバーデンのカールスルーエに開校され、1904年には同じくバーデンのハイデルベルクとフライブルクが女子に門戸を開いている。ちなみに1896年にはベルリンのギムナジウム課程を修了し

た六人の女性が卒業試験に合格したが、この頃はまだ女性がドイツの大学に入学することは許可されていなかった。1864年に女性が郵便・電信・鉄道局で働くことになったのも、大公妃の尽力によるところが大きい。例えば1865年にカールスルーエでは、一人の電信書記官と三人の上級電信アシスタントと並んで、三十九人の女性電信技手が勤務していた。しかもこの女性たちの仕事に対しては、概ね肯定的な意見が寄せられていた。1867年2月1日付けのカールスルーエ新聞では、「この三年間バーデンの電信局で女性職員が使用されており、有能であることが証明されている。中央官庁は郵便・鉄道の代理局業務（Expeditionsdienst）においても、……郵便・鉄道の発送および券配給者として、女性の補助手を雇用することを意図している」と紹介されている。

この女性電信補助手の採用条件であるが、小学校をよい成績で卒業したこと、上級の学校に二年間通い、よい成績を修めること、ドイツ語正書法を正しく表現し、自由自在に使えること、海外とのやり取りには外国語の知識も必要とされていた。ここまでは男性候補者とはほぼ同じ条件だが、異なる選抜基準としては18～30歳であること、独身か子供のない寡婦であること、良い評判の持ち主であることで、勤務地に家族や親戚がいる候補者が優先して採用された。そして彼女たちが結婚した場合、または、結婚をしないで妊娠した場合は解雇された<sup>13)</sup>。その他の採用条件としては、頑丈な身体、良好な視力と聴力、最低156センチメートルの身長が要求され、訓練は配属された地において4～6ヶ月間行うことになっていた。ただし、この訓練期間はモールス電信機でも印字機と音響機のいずれを使用するかどうかで異なっていた。一人前として認められるには、モールス電信で400字、ノッカー電信で500字、印刷電信機のフェルンドゥルッカーで400字を誤りなく受信できるようにならなければならなかったという。また、公企業というお役所勤めであったので、男女ともに一般服務規程に従い、守秘義務を守らなければならなかったことはいうまでもない。

この時代、「稲妻娘」がドイツ各地に生まれ、これが一つの職業として社会的に認知されつつあったことは事実だが、個々の存在を横につなぐダイナミズムを窺うことはまだできない。他方、次の二つの事例からは、時代を経て、電信に代わる電話の登場が女性交換手の需要を高める中、これを職業として社会的に定着させ、法的にも整備する動きが確認できる。個々に存在していた「稲妻娘」が、大きなうねりをつくり出す一端が窺えるのである。

## 2. マルタ・レーバー (1873-1941) のあゆみ

ミュンヘン州立文書館には、今から百年程前に南ドイツ、特にミュンヘン周辺の郵便・電信局に勤務した、様々な職位を持つ官吏・職員・労働者の身上調査書類が保管されている。いずれの記録にも、履歴書、保証人証書、契約書など採用時に提出する各種書類から、その職位によっては、当該官吏・職員の勤務状況の監査結果、素行や勤務状況に対する住民からの苦情、通信嘱託医その他の医師の診断書、給料・年金・年金明細書、死亡通知書に至る、勤務以前から退職するまでの長期にわたる、手書き及び印刷された個人情報が入録されている。全部で2,090件にのぼる記録の中で、女性の記録は全体の2%にあたる48ケース残っている。その内訳は、自分自身が従業員であった女性45ケース、従業員の妻3ケースおよび娘2ケースである。従業員

員であった女性の肩書きを見ると、書記官、郵便局管理者、監督官、職員、電話交換手、補助と多彩である。これらの記録から、彼女達の入職の経緯、職歴、処遇、昇進の経緯、職場で遭遇した問題などを窺うことができる。もちろん当時官吏として働いていた女性は少数であり、彼女達が一般女性を代表しているわけではない。彼女達は多くの場合、市民層の出身であるがゆえに、この階層に特有の社会・文化資本に恵まれ、外国語が堪能であるがゆえに国内にのみならず、海外での教員経験を持つ女性さえも存在した。郵便・電信局は19世紀に増えつつあった、自活や家族の扶養を迫られる未婚の女性市民層を吸収する最大の雇用主だったのである<sup>14)</sup>。

中でも一際目立っているのは、電信技手の補助員マルタ・レーバーが残した、並外れて厚い身上調査書類である。レーバーは郵便局管理者を務めていた両親の娘として、1873年にクーフルベルクに生まれた。1894年6月から、彼女はブレスラウ<sup>15)</sup>のライヒ郵便・電信局の女性電信技手補助として働き始めた。しかしその7年後の1901年4月に、電話交換業務の最中に起きた落雷により、「ヒステリー症の泣きじゃくりの発作」が起こった。その年の10月には、彼女が「強い神経症的な興奮」「突発的な嘔吐」「理由もないのに泣く」といった神経症に特徴的な症状に悩まされている、とブレスラウ電話交換局が報告している。翌年の5月から9月の間に、彼女は「神経衰弱」「神経症的な頭痛」「神経症的状态」などを理由に77日間病欠している。1903年9月7日には、彼女が担当していた回線と隣接する市電の高圧線が頻繁に接触したことによる異常電圧が原因の事故にまで遭遇した。彼女はその後、母親の住む家に身を寄せ、医師の診察を受けるという生活を続けていた。その年の11月まで、通信囑託医エアラスが彼女に診断書を度々出している。彼は病的症状が感電事故に由来するという彼女の主張を退け、労災として認定しようとはしなかった。彼女は仕方なく、地元で開業していた神経科の専門医による診察も受けるようになった。かくして通信囑託医と神経科医との間で、病因の特定をめぐる論争が起きることになった。彼女と二人の医師との長年のやり取りと、二人の医師の間での論争は文書化され、郵便当局や上級郵便局で慎重に検討されている。中級官吏の末端に位置する電信技手補助<sup>16)</sup> (Gehilfin) としては異例の膨大な量の身上調査書類は、こうした経緯の中で生まれたのである<sup>17)</sup>。

レーバーの事例については別稿で論じているので<sup>18)</sup>、ここでは深く立ち入らないが、アウグスタ・ベンダーが入職してから三十年後、新しい技術を扱う職場の労災問題がようやくクローズアップされるようになり、一体誰が職場に内在するリスクを背負うのか、労働者・官吏と雇用主の間で、最新の医学的知見を介入させながら、責任の所在をめぐる議論が重ねられていたことが、レーバーの事例からも窺える。彼女のケースが十年近く決着をみなかったこと背景には、彼女の人格の強さという個人的資質や、主張の異なる医師の間のヘゲモニー争いが存在しただけではなく、彼女の志向や行動を間接的ながらバックアップしたであろう、次に紹介するような横につながる動きを、看過することはできないだろう。

### 3. エルゼ・コルスホルン (1873-1962) のあゆみ

エルゼ・コルスホルンは、1873年に砲兵連隊の大尉であったゲオルクとクララの7人の子どもの長女としてベルリンに生まれた。1883～1889年には、ベルリンの女子高等中学校に通い、

卒業後は手芸の教師となった。しかし、1891～1897年には臨時雇いの不安定な職に就くことを案じる父親の反対を押し切り、ベルリンの電話交換局の候補生となり、その後正式採用に至る。そして1905～1907年には、国内24箇所の地域で相互扶助・余暇活動・継続教育の機能も担っていた、女性官吏のための職能組織が設立され、彼女もその一翼を担った。

そもそも、組合権ならびに同盟罷業権は、法的には官吏に与えられていなかったが、現実には最大規模の郵便電信中級官吏同盟（1890年設立）をはじめ、郵便電信高等官吏同盟（1895年設立）、電信技手同盟など構成員や目的別に、組合に似た機能を持つ組織が存在しており、問題が生じない限り主務庁もこれを黙認し、パターンリスティックに対応をしていた。郵便下級官吏を網羅する組織さえ、1895年には政府の許可を得て設立されたほどである<sup>19)</sup>。これらは、伝統的に各地域に存在した葬祭互助会、保険協会の他、メンバーの間での社交を趣旨とするような様々な性格を持つ協会から成長した組織で、その政治的志向はもちろん一様ではなく、要求も広範にわたっていた。例えば男性下級官吏は、「ヘル」という敬称を名前につけて呼びかけて欲しいなど、官吏であるという自尊心に適った取扱いを求めていた<sup>20)</sup>。1890年代にこうした動きが目立つようになるに伴い、官吏間に境界を画する傾向が明白化するようになった<sup>21)</sup>。しかも、郵便電信中級官吏同盟は同じ中級官吏である女性の加入を認めていなかったという事情から、女性自身が独自に組織化する必要があったのである。

エルゼ・コルスホルンは、1908～1911年には女性郵便・電信官吏同盟ベルリン支部の書記として活動し、組織の顔役となる。例えば1908年の俸給改革では、草案の段階から同盟は意見を表明し、その結果、女性補助という立場であった電話交換手の賃金は上昇し、僅かではあるが住居手当を受け取ることができるまでになった。しかし、女性官吏の多くは親を扶養している上に、住宅を探すのが難しいという問題が指摘され、金額の是非について議論された。同盟はさらに女性の職業訓練の拡充、女性の職域の維持とそこにおける管理職への昇進を求め、戦間期には福利厚生施設の建設を実現させた。会員数は1923年時点で、47,230人にまで増大し、女性従業員の約74%を組織するまでに至った。その後、コスト削減のあおりを受けて、女性従業員は減少し、徐々にその会員数も減少することになったが、それでも組織率は高まり、1932年初頭には90%にまで成長した。こうして同盟は当時最大の自由主義的な女性の職能組織として、女性運動の一翼を成した商業系女性職員同盟と密接な関係を結ぶことにもなる。こうした功績が認められ、1919年には議員への立候補を勧められことになるが、その申し出を退け、1933年の定年退職後には、同盟の活動から離れることになった。この年同盟はグライヒシャルトゥングの対象となり、彼女が長年関わっていた同盟の仕事は、後継者の女性たちに引き継がれていった。1958年には戦前の数々の功績を称える意味で、エルゼ・コルスホルンにヘレーネ・ランゲ記念メダルが授与された。

エルゼ・コルスホルンが関わった職場の問題は非常に多岐にわたるが、当時の同盟の性格の一端を伺い知る上で興味深いのが、いわゆる「未婚の母」の処遇をめぐる攻防である。戦前には女性官吏の独身義務条項が存在し、結婚した場合は退職が義務付けられていた。しかし戦後は、女性官吏のみに適用される不平等条項が廃止されるが、実に様々な事情から未婚で子どもを産んだケースについては議論が起きた。次に、具体的な事情が記された資料が現在も残って



いる、その一つの具体例を示したい。

シュトゥットガルトの郵便為替局で局長を務めていたルイーゼ・ヴェラーは1898年3月2日に生まれ、1921年12月28日に入職した。仕事に関しては成績が良かったと記録されている。しかしヴェラーは「未婚の母」となり、シュトゥットガルトにある両親の家で子どもを育てていた。彼女の父親ザットラーは失業中だった。29歳のヴェラーは1928年12月31日をもってシュトゥットガルト上級郵便監督局から解雇を言い渡されたが、新しい仕事を見つけるまでの特別措置として、限られた期間中は補助者として働くことを許可された。

ヴェラーは、1928年2月2日から5月28日にリュウマチ性の神経の炎症という診断を医者から受けて病欠していたが、実は4月20日に極秘に女兒を出産していた。この経緯は、一人の職員からの密告で明らかになっている。父親が誰であるかも明らかになっていた。彼は当時18歳の機械工見習いのヴィリー・トゥービンガーであった。二人は1927年6月8日に知り合い、同年7月23日に「婚約」したという。この当時トゥービンガーはまだ17歳であったことが特に問題視されたが、ヴェラーは彼が25歳であり、貯金もあり、父親の商売を継ぐつもりであると偽ったと証言している。二人の言い分は全くすれ違っていた。相手のことを良く知らないために、結婚することが適切かどうかさえ判断することができなかったにも関わらず、知り合ってから「婚約」するまでの期間が短いことが、ヴェラーの軽率さによるものだと非難され、郵便為替局の官吏委員と女性官吏の代表者は、解雇が適当であると判断した。通信大臣に最終的な判断が委ねられたが、シュトゥットガルトは1920年まではヴェルテンベルクの管轄下にあつたので、内部の問題の解決はシュトゥットガルト上級郵便監督局に任されることになった。そこで社会民主党の代議士シュタインコップフを通じて、ヴェラーは帝国議会に陳情書を提出した。その結果、長いこと問題なく仕事をこなし、良い業績を残すことができれば——かつてのように官吏の処遇を受けることはできないという留保付きだが——、帝国郵便での勤務を継続することが可能となった<sup>22)</sup>。

こうした事例のように、熟練した、しかも低賃金の電話交換手を、結婚を機に手放すことは、実は経営側にとってマイナスを意味していたので、事情によっては元電話交換手の既婚者が働くケースや、結婚をせずに子どもを産んだ電話交換手が、退職せずに、仕事を継続するケースも、実は従来から存在した。しかし、第一世代の女性官吏が中心となって組織していた女性郵便・電信官吏同盟が「未婚の母」を解雇することを強く求めていたことは、エルゼ・コルスホルンが書いた次の文章からも窺い知ることができる。

「身分の利害 (Standesinteresse) を守るために同盟は次のライヒ官吏法の規定を遵守しなければならない。「ライヒ官吏全ては次のような義務を負っている。……官吏は公務内外の振る舞いにおいて職業にふさわしい尊厳を示さねばならない」。これは官吏によっても厳しく監視されていなければならない。自由業と対照的な官吏の本質は、法と良俗に全人格的に服従することである。未婚の母になるということは、この観点から恥辱と見なされる。したがって同盟は従来どおり、背反行為を行なった女性官吏はいかなる (下線は原文のママ) 場合も解雇することを要求する。……「母と子ども」協会 (注: Bund für Mutterschutz

のことを指している)と連携してアンケート調査をすることは不可能に思われる。というのも、ドイツ帝国女性郵便・電信官吏同盟と協会は、この問題に関してまったく異なる視点で評価を下しているからである。この協会は、未婚の母と新生児が直面する窮乏に対して支援を与える課題を自らに課している。しかし官吏の職能組織にとっては、当該の女性官吏ないしは女性候補生の人間性が全体的に与える印象こそが、決定的でありうるのである」<sup>23)</sup>

この文章からも分かるように、その背景に、当時の市民層の価値観に照らして、「未婚の母」が仕事を継続することが可能になることで、電話交換手という職業の威信を損なうことになりかねないという、官吏の利害を代表する職能組織ならではの危機意識が存在した。

また、「数多くのドイツ人の女性就業者は、アドルフ・ヒトラーの国家では女性の名誉(Frauenhre)が再び女性の特性を評価する目安となったことを知っているでしょう。女性たちはまた、第三帝国の中では国家を形成する核が家族であり、マルクス主義的・ボルシェビキ主義的な自由恋愛の理念、若者が何の障害もなく性を楽しむことに対する理解が存在しないであろうということを知っているはずです。……(注:未婚の母を擁護する論拠として)男性の側から人口政策的な論拠が出されていますが、これも的外しています。……民族と国家にとって有益な、健全な人口政策は、秩序のある家族生活を擁護するものであっても、婚外の性交渉を擁護するものであってはならないのです」<sup>24)</sup>という、女性官吏が書いた文章からも分かるように、法律婚を経て子どもを産むというあり方が理想的であり、そこから逸脱し、未婚のまま子どもを産むことで、「女性の名誉」を失うことになるという組織の立場を、同盟は明確にしていた。この同盟の立場は、コルスホルンが同盟を離れる1930年代により顕著となり、ナチス党政権の宣伝大臣の妻であったマグダ・ゲッベルスに同盟の立場を支援し、当局に働きかけるよう依頼する事実があったことも確認できる<sup>25)</sup>。

以上をまとめると、エルゼ・コルスホルンは、電話交換手の労働条件を改善した他、「未婚の母」問題からも窺われるように、学歴だけでなく性道徳という観点からの入職条件の厳格化を求めると、電話交換手を一つのリスペクタブルな職業として確立することに尽力した第一世代の代表とすれば、次に紹介するヒルデ・ラードゥーシュは、高い組織率を示した同盟でも十分に包摂することのできなかつた、第二世代の一人であったといえる。

#### 4. ヒルデ・ラードゥーシュ (1903-1994) のあゆみ

ヒルデ・ラードゥーシュの存在については、ドイツ郵便のジェンダー化された人事・社会政策・福利厚生、技術革新が職場に与えたインパクトに光を当てた、郵便・電信の社会史の到達点として評価できるウルズラ・ニーンハウスの研究<sup>26)</sup>で初めて知ることになったが、ナチ期の政治と女性のセクシュアリティの関係に目を向けたクラウディア・ショップフマンの研究<sup>27)</sup>でも、語り部として登場していた。ラードゥーシュは戦後、特に1970年代に、若い女性たちに自分の戦前・戦中の経験を語り伝え、受け入れられた存在でもあったからである。

ラードゥーシュは1903年に郵便局員の父アドルフと母ゲルトルトの娘として、シュテッ

ティンのアルトダムに生まれた。市民層の保守的な家庭で育った。1913年からアッシャーレーベン的女子高等中学校に通うが、1915年に彼女の教育を後押しした尊敬する父親が戦死し、母親とヴァイマルに移り住み、そこで引き続き女子高等中学校に通うことになる。ここを卒業すると、一年間女子寄宿学校に学び、母親が望む妻の役割を学ぶ準備をした。この母親は、女性には結婚し、夫をもって初めて価値を持つという考えの持ち主で、折に触れ女の子には価値がないなどと言って、娘に劣等感を植え付けて育てたようで、二人の間の確執はかなり激しかったと本人は述懐している。そこで彼女は、実家を離れる決意を固め、職業訓練を受けるために1921年にベルリンに向かい、ペスタロッター・フレーベル・ハウス（19世紀後半に設立され、現在も存在する社会教育学系の学校で、同じ敷地内に託児所が併設されている）で、託児所の保育士コースを修了した。彼女はこの同じ時期に共産党の青年組織にも参加するようになるが、自分を女性であると感じたことがなかったので、女性郵便・電信官吏同盟の活動をはじめ、同時代の女性運動には意識的に関わらなかったという。

このように、彼女は政治的な活動と並行して保育士と子守の仕事を経験した後、保育士の仕事が見つからなかったという事情もあり、1923年に電話交換手となった。その後彼女は、電話局で同僚のマリアと知り合い、共同生活することになる。ちなみに彼女は、先ほど触れた女性郵便・電信官吏同盟について、皮肉をこめて、「エルゼ・コルスホルン同盟」と表現している。これは、同盟が一人の強力な人物のリーダーシップで存続していたこと、若い女性にとっては、それが一種の権威として映っていたことを暗に物語っているだろう。

この頃の職場での出来事を回想し、ラードゥーシュは興味深い事件について語っている。彼女は1925年に電話交換手のレジスタンスを目の当たりにした。ある電話交換手がある日、長かった髪を短くし、ブービー・コップフというボブ調の髪型にしたところ、電話局の監督者に呼びつけられ、許可を得て髪を切ったのか尋ねられた。電話交換手はこの発言を一笑に付すが、それに対して「君が臨時の職員だったらすぐに辞めさせられたのに、官吏だから簡単には首が切れない」と言われたという。これに彼女は抵抗の意思を示すために、短くなった髪をリボンでぐるぐる巻きにし、局内を一人でデモ行進したという。これを目の当たりにした電話交換手たちが、たった一人で戦う彼女に連帯する意味で、翌日には同じように髪を短くし、職場に現れたという。

もちろん個人の語りの内容はありのままのいわば「事実」であるとは限らず、時代や文化、個々人の立場に規定されている。つまり、「個人の語りは過去に想像的に関係づけられるだけではなく、現在の生活や生存の状況を踏まえ、語るに値するもの、語り伝えるべきものとして、未来に関わろうとする意思や欲望、願望を表して」いるのである。換言すれば、個人の語りの中にはいわゆる「事実」だけでなく、聞き手と語り手の「対話」から生まれた「カウンター・ナラティブ」が埋め込まれているということである<sup>28)</sup>。私自身が聞き取りを続けてきて気付いたことは、職場のエピソードとして女性の口から面白おかしく語られる事例には、このような上司や同僚に直接対峙する場面が少なくはないということである<sup>29)</sup>。これは、職場では弱い立場にあったのではないかという聞き手の認識枠組みや通説を覆す、カウンター・ナラティブ、すなわち対抗的言説としてとらえることができる。そこには、現場を知らない者の一面的な認識

枠組みを批判する意図、現場を生きのびてきたものの矜持も見え隠れしているだろう。また、確かにこうした出来事がエピソードとして断片化して残らざるを得なかった現実が存在している一方で、同盟の尽力によって官吏として処遇されるようになった電話交換手が一程度の力を持つようになったことは事実であり、ラードゥーシュの語るエピソードに信憑性が全くないというわけではない。そして、実はまさにこの同じ時期に、電話交換手が着用する制服や記章という「象徴権力」をめぐる攻防が起きていることも文書館史料で確認することができるのである。

資格社会化が進行した19世紀のドイツ社会で、職名や官名は社会的威信を示す指標として重要視されたが、この職名や官名を象徴的に表現する制服・記章もまた、大きな意味を有していた。ピエール・ブルデューは、社会的威信は日常生活で象徴すなわち、自己・他者・世界を定義する記号に変換され、行為者はこの象徴を用いて、地位の正当化・維持・向上を図るとし、これを「象徴権力」と表現している<sup>30)</sup>。帝政期には男性と同じ「象徴権力」を手に入れることが同盟の目標であり、制服の導入とドイツ国家のシンボルであった帝国鷲紋章の着用を要求した。服装規定も、女性官吏の場合は男性官吏に比べて少なく、男性の場合は「公務用の服」、女性の場合は「仕事用の服」と呼ばれて区別されていたことの中に、電話交換手は臨時雇いに過ぎないという、当局の姿勢が投影されていた。つまり、電話交換手が全て着用する共通の制服があるか否かは、電話交換業務ひいてはその担い手の電話交換手が、社会的に認知されているかということの意味していたのである。しかし戦間期には、制服は強制するのではなく、仕事の際に何を着用するかは同じ立場の男性官吏と同様に個人の裁量に任せるべきという、個々人の価値観に配慮した意見が主流となり、スカート丈の長さやデザイン・色などについて、女性郵便・電信官吏同盟と経営側との間でなされた具体的なやり取りの記録が残っている<sup>31)</sup>。特に、「この規定は時代の流れに沿わないもので、現実に実行できない」と、スカート丈の長さをめぐって起きた「膝下20センチ」論争は、スカート丈が膝下20センチ以下にはしてはいけないというもので、メディアも取り上げ、社会の関心を集めることになった<sup>32)</sup>。こうした動きは、「稲妻娘」たちの横のつながりが強化され、いくつかの論点について当局と交渉していたという事実を示している。

しかしラードゥーシュは同盟の活動にはあまりコミットせず、先のレジスタンスを目標とした同年1925年から共産党の婦人・女子組織で活動し、催事などで講演したり、党の機関誌『目覚める女性』(Die Frauenwacht)にも記事を書いている。さらに1927年には電話局の経営協議委員、1929～1932年にはベルリン＝ミッテ区の共産党の市議会議員として活動した。しかし1930年には、このような活発な政治的活動が原因で、電話局から解雇されることになった。その後、ベルリンにあるホテルの私設電話交換手として働いていたが、とうとう逮捕され、6ヶ月間拘禁されることになった。このため、まだ電話交換手であり、官吏として世間体を気遣う女ともだちマリアとの関係を解消し、1934～36年には、ジューメンスの労働者として違法に勤務し、1937年からは様々な場所で事務員として働いている。この間も、釈放後からずっとゲシュタポに監視される生活が続き、1939年にはSSが自宅にまでやってきて彼女を脅すが、その時隣に住んでいた6歳年下のエルゼ・クロプシュ(エディ)と言葉を交わし、それがきっかけとなっ

て彼女が亡くなる1960年まで生活を共にすることになる。エディは簡易なレストランを開き、ランチを提供するようになり、職を失い、ゲシュタポにマークされるラードゥーシュとの生活を支えた。また、ユダヤ人や戦争捕虜にも、危険を顧みず、密かに食事を提供していたという。そのうち、ベルリン南部の郊外プリーロースに潜伏用の木造の小屋を建てた。1944年には、ゲシュタポに勤める同郷の知り合いから、共産党、社会民主党、中央党の幹部が拘束されるという情報を得て、ラードゥーシュはエディと共に秘密の小屋に逃亡し、食料の配給券もない飢餓状態で潜伏して終戦を迎えることになった。

以下、電話交換手としての経験とは離れるが、彼女が若い女性たちに語り部として受け入れられた理由を考える上で興味深いので、ラードゥーシュの戦後についても見てみることにしよう。1945年5月からは行政の再建に関わるが、翌年思想上の疑問から共産党を脱退し、当時の職場も党员の中傷で解雇された後、高齢の職員のための緊急処置による短期の仕事しかできなくなるが、様々な雑誌や新聞に記事を執筆して、政治的に迫害を受けたという理由で受給する年金額を上げることに成功した。そして1970年代には、「新しい女性運動」の台頭を機に、彼女は再び活動を開始するようになる。そこで彼女は1920年代・30年代の経験を若い女性たちに伝え、Gruppe L74（年配の独身女性のための自助組織で家族のオルタナティブ的役割を果たした）、FFBIZ（ベルリンの女性研究・教育・情報センター）など、女性の自助組織の創設と活動に関わることになった。彼女が1994年にシェーネベルクの介護施設で亡くなる間際まで、こうした活動で知り合った女性たちが彼女の世話をしていたという。

最後に、ラードゥーシュの足跡から幾つの特徴をまとめると次のようになる。まず、友人と共同生活を送っていた独身の彼女にとって、自分で生活費を稼ぐ必要があり、その人生の半分は仕事に彩られていたこと。しかし、職場は生活の資を得る場であるだけでなく、友人たちとの出会いや政治的な活動という共同性が立ち上がる場でもあった。ただし彼女が女性であるというアイデンティティを持たず、女性運動や女性郵便・電信官吏同盟の活動にはあまり関わっていなかったこと、彼女が目撃した職場でのレジスタンスも、法の上での形式的な平等を目指した従来の同盟の活動と性格を異にしていたことは特筆すべきであろう。また、彼女が同性の友人と長期的に共同生活するという、家族のオルタナティブを実践していた点も注目すべき事実だと思われる。1970年代に、「新しい女性運動」に関わる女性たちに語り部として受け入れられたのも、彼女がナチの政治的迫害に耐え、戦争を生き延びたという英雄的事実だけでなく、戦前に新しい生き方を実践していたという意味で、生活世界の変革を目指した若い女性たちの先達でもあったからだと考えられる。いずれにしろ、彼女は第一世代が十分に包摂し得なかった第二世代の中でも、さらに突出した事例であったと考えられ、彼女の個人史を全体の中にもどのように位置づけるかは、今後の課題の一つでもある。

## まとめ

以上、四人の個人史を検討してきたが、近代ドイツ社会で「稲妻娘」が各地に生まれ、これが一つの職業として社会的に認知され、さらに時代を経て、電信に代わる電話の登場が女性交換手の需要を高める中で、これを職業として社会的に定着させ、法的にも整備する動きが存在

したことを確認することができた。当初は個々に存在していた「稲妻娘」たちが、臨時雇いに過ぎなかった電信技手・電話交換手を、社会的威信のある安定した職業とすることを目指し、帝政期に横に連携していく動きや、戦間期にそこから分化していく動きの他、彼女たちの中にある社会階層、世代間の価値観や戦略の違いなどが浮かび上がってきたといえる。今後さらに他の事例を検討し、この見取り図を補強・訂正していく必要があるが、女性郵便・電信官吏同盟に対する従来の評価を見直す上で、示唆深い知見と思われる。

ウルズラ・ニーンハウスは、エルゼ・コルスホルンら市民層出身の第一世代の女性たちが率いる女性郵便・電信官吏同盟の限界を指摘し、雇用主としての国家と女性の関係についても帝政期からナチ期を通じて、根本的な変化が見られなかったと評価している。この指摘は確かに誤りではないだろう。しかし、ここでは第二世代の一枚岩ではない動きが、十分に検討されていない。ヒルデ・ラードウーシュも語っているように、第一次世界大戦以前には、電話交換手に独身義務が課されていたので、勤続を希望するのであれば、未婚でなければならなかった。第一次世界大戦以前、未婚で子どもを産むことはもちろん男性との交際は、解雇の理由になりえたからである。戦間期には若い世代の電話交換手の中で、様々な事情から未婚で子どもを産み、同盟に問題視されるケースが見受けられ、社会民主党はこれを女性だけに課される二重道徳として批判しており、時代の変化を認めることはできるが、働く女性、とりわけ官吏とその仕事のレスpekタビリティをはかる試金石として、性道徳が依然大きな意味を持っていた現実が、論争の中から浮かび上がる。その意味で、こと「未婚の母」の問題に関して、女性郵便・電信官吏同盟が安易な判断を下せない、職能組織という立場上の限界があったのは事実である。しかし他方で、「膝下20センチ」論争に見られるように同盟の活動は多岐にわたり、新しい世代の台頭と戦略の変化を見据え、制服や記章という従来の「象徴権力」に疑問を付す動きもあった。このように、ナチスが政権に就くまで、同盟には矛盾した要素が混在しており、その評価には慎重にならざるを得ない。

今後はヒルデ・ラードウーシュをはじめとする第二世代の個人史の検討を継続し、第一世代と第二世代を繋ぐもの、あるいは引き離すものとは何かを具体的に突き止め、女性郵便・電信官吏同盟が、第二世代を包摂し得なかった意味について考察を加えていきたい。

---

## 注

- 1) „Die Berliner Blitzmädel,“ in: *Die Gartenlaube* 52 (1875), S. 875.
- 2) Szepansky, Gerda, 1995, *Blitzmädel, Heldenmutter, Kriegerwitwe : Frauenleben im Zweiten Weltkrieg*, Frankfurt am Main.
- 3) ドイツ郵便の従業員のほぼ半数は女性であり、その意味で確かにドイツ郵便はドイツ最大の女性従業員の雇用主であるといえるが、その多くは、パートタイム労働者でもあった。*Postpraxis* 43 (August 1992), S. 170-175; *Report for discussion at the Tripartite Meeting on the Human Resources Dimension of Structural and Regulatory Changes and Globalization in Postal and Telecommunications Services (ILO)*, Geneva 1998, pp. 54-56.
- 4) Wirth, Max (Hrsg.), 1861, *Der Arbeitgeber. Centralorgan für die Arbeiter und Unternehmer aller Stände* (Nr.

- 247, 3.9), S. 2029.
- 5) 研究史については、拙稿「〈技術とジェンダー〉を歴史化する：先行研究の概観とジェンダー研究の展望」『健康科学大学紀要』(4) [2008.03], 15-27頁を参照のこと。
  - 6) 1910年にバーデンの帝国郵便で就業していた女性の数は550人であり、このサンプルは第一次世界大戦以前に雇用されていた該当女性の約4分の1をカバーしていることになる。記載されている事項としては、生年月日、出身地、学歴、経歴、仕事、仕事をした場所、病歴、俸給、勤続年数、年金額など。
  - 7) Kling, Gudrun, 2000, *Frauen im öffentlichen Dienst des Großherzogtums Baden*, Stuttgart.
  - 8) 拙稿「ドイツにおける電話交換手／電信技手の誕生：技術革新と帝国郵政省の人事政策の転換」『一橋論叢』2002年（2月号 Vol. 127, No. 2/736）所収, 76-93頁。
  - 9) 拙稿「ドイツ郵便における労働のジェンダー化：電話交換手とその組織化に着目して」、姫岡とし子・川越修編『ドイツ近現代ジェンダー史入門』青木書店2009年: 150-158頁。
  - 10) „Ausland. Deutsche Post. Blätter über Verkehrswesen für Jedermann“ (18. März 1874, Nr. 12), in: OPD Mchn Verzeichnis 4 (Schachtel Nr. 836), S. 90-91.
  - 11) Bender, Augusta, 1914, *Auf der Schattenseite des Lebens. Jugendgeschichte einer Autodidaktin*, Bd. 2, Baden-Baden, S. 170-171.
  - 12) Löffler, K., 1910, *Geschichte des Verkehrs in Baden insbesondere der Nachrichten- und Personalbeförderung von der Römerzeit bis 1872*, S. 389f.
  - 13) Allgemeine Dienstanweisung 1909, S. 63f.
  - 14) 拙稿「ドイツにおける電話交換手／電信技手の誕生：技術革新と帝国郵政省の人事政策の転換」；拙稿「通信技術のジェンダー化に関する日独比較史」『ジェンダー研究』（2002年・第5号）所収, 63-83頁。
  - 15) 現在ポーランドにあるヴロツワフという中小都市で、ブレスラウとはドイツ名である。ヴロツワフは18世紀以来プロイセンの支配下にあり、戦後はポーランドの統治下に置かれている。
  - 16) 三等郵便局などでは、女性は電信技手補助といっても電信業務だけに携わっていたのではなく、電話交換業務その他の業務も併せて行っていることも多かった。
  - 17) Personalakten OPD München (Abgabe 1976): 721 Leber, Martha, Telegraphengehilfin in Breslau (OPD Breslau) (29.7.1873 in Kuchlberg (Lkr. Liegnitz)-27.8.1941)
  - 18) 拙稿「近代ドイツにおけるトラウマ・労働・ジェンダー：電話交換手の「神経症」をめぐる議論の変遷を事例に」『西洋史学』（通号 222）[2006年], 112-133頁；拙稿「詐病への『意志』？：「災害神経症」をめぐる〈知〉のせめぎあい」川越修・辻英史編『社会国家を生きる』法政大学出版局2008年: 171-205頁。
  - 19) 参考：若林米吉, 1923, 「独逸の通信吏員組合」『政策時報』（37号・9月）, 102-113頁；Winters, Fritz, 1915, *Geschichte des Verbandes mittlerer Reichs-Post- und Telegraphen-Beamten*, Berlin；Minde, Johannes, 1990, *100 Jahre Deutscher Postverband, 1890-1990*, Heidelberg.
  - 20) Hauptvorstand der deutschen Postgewerkschaft (Hrsg.), 1959, *Geschichte der deutschen Postpersonalverbände von 1890 bis 1949*, Frankfurt a M, S. 125；Deutsche Postgewerkschaft (Hrsg.), 1990, *100 Jahre Postgewerkschaft*, Frankfurt a M, S. 60-69.
  - 21) Hesse, Jan Otmar, 2002, *Im Netz der Kommunikation. Die Reichs-Post- und Telegraphenverwaltung 1876-1914*, München, S. 161-162.
  - 22) 33-36 Referat Ki/Februar 1932: Uneheliche Mutterschaft der Postanwärterin Luise Weller in Stuttgart, Postschekamt, in: GA 22547: Angelegenheiten der weiblichen Beamten (27.5.1931-1938)
  - 23) R4701/10725 Dienstentlassungen wegen unehelicher Mutterschaft (1919-1930). 中の1919年3月19日付けの史料。注：R4701はBundesarchiv Berlin-Lichterfelde, Bestand Reichspostministerium の史料を指す。
  - 24) R 4701/ 10725. 引用文中に「男性の側から人口政策的な論拠が出されています」とあるが、これは、アー

リア人種の子供という条件付での婚外子の出産を奨励し、「レーベンスボルン」協会を設立したナチスの親衛隊の指導者ハインリヒ・ヒムラーらの考えが念頭にあると思われる。

- 25) R 4701/ 10725.
- 26) Nienhaus, Ursula, 1995, *Vater Staat und seine Gehilfinnen. Die Politik mit der Frauenarbeit bei der deutschen Post (1864-1945)*, Frankfurt a M.
- 27) Schoppmann, Claudia, 1997, *Zeit der Maskierung. Lebensgeschichten lesbischer Frauen im 'Dritten Reich'*, Frankfurt a M.
- 28) 桜井厚 「『事実』から『対話』へーオーラル・ヒストリーの現在」、『思想』（8号）[2010年], 235-254頁。
- 29) 拙稿 「通信労働のジェンダー化における組織文化の役割：「モルス文化」の生成と衰退」『年報社会学論集』（19）[2006], 83-94頁。
- 30) Bourdieu, Pierre, 1987, *Choses dites*, Paris : Editions de Minuit. (=ピエール・ブルデュー／石崎晴己訳『構造と実践』藤原書店1991年)
- 31) R 4701/ 14109.
- 32) 20 Zentimeter unterem Knie. Der moralische Postminister. Uniformzwang für das weibliche Personal, in: "*Berliner Morgenpost*" (24. Februar 1928).